

県民税利子割

■納める人

銀行、郵便局、信用金庫等の金融機関等から預貯金などの利子等の支払いを受ける個人が負担する税金で、金融機関等が利子等の支払いの際に徴収し、県に納めます。

■納める額

支払いを受けるべき利子等の額の……………5%

■課税対象

- 1 特定公社債以外の公社債の利子、預貯金等の利子等
- 2 生命保険、損害保険等をベースにした財形貯蓄に係る差益
- 3 国外一般公社債等の利子等で国内における支払いの取扱者を通じて支払を受けるもの
- 4 私募投資信託等の収益の分配に係る配当等
- 5 国外私募投資信託等の配当等で国内における支払いの取扱者を通じて支払を受けるもの
- 6 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- 7 定期積金及び掛金に係る給付補てん金、抵当証券の利息等

(平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。)

■非課税

次の利子等については、課税されません。

- 1 障がい者等の郵便貯金、少額預金、少額公債の利子等
- 2 財産形成住宅貯蓄及び財産形成年金貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益
- 3 所得税法等において非課税とされる一定の利子等
- 4 非居住者が支払いを受ける利子等

■申告と納税

利子割を徴収した金融機関等が、徴収の日の属する月の翌月10日までに申告し、納入します。

■市町への交付

利子割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。